

## 1 安全対策に係る共通事項

| 項目 |           | 安全対策   |
|----|-----------|--|
| 1  | 危険物の取扱い場所 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可能な限り屋外で行うこと。</li> <li>・ やむを得ず屋内で行う場合は可燃性蒸気が滞留しないよう換気に注意すること。</li> </ul>  |
| 2  | 保有空地の確保   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則、政令第16条第1項第4号の規定(屋外貯蔵所の保有空地)の例によること。ただし、危険物の貯蔵・取扱い形態から想定される流出危険性及び火災危険性が小さい場合は、当該危険性を踏まえた空地の幅とすることができること。</li> <li>・ 保有空地の周囲には、柵、ロープ等を立てて空地を確保すること。</li> </ul>  |
| 3  | 標識等の設置    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見やすい位置に標識・掲示板を立て関係者に注意喚起を行うこと。</li> </ul>   |
| 4  | 流出防止対策    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流出した危険物が拡散しない形状の場所を選定すること。</li> <li>・ 危険物が流出する危険性がある場合は、吸着マットや簡易の防油堤等、必要な流出防止対策を講ずること。</li> </ul>   |
| 5  | 火気使用の制限   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保有空地を含め、危険物の貯蔵・取扱い場所での火気使用を禁止すること。</li> </ul>   |
| 6  | 静電気対策     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガソリン等の第4類第1石油類を取り扱う場合は、危険物容器(ドラム缶本体、詰め替え容器)及び、給油に使用するドラムポンプ等のアースを確保すること。</li> <li>・ 静電誘導による帯電を防止するために、危険物の貯蔵・取扱い場所には可能な限り金属類を置かないこと。やむを得ない理由により必要な場合には当該金属類も確実にアース又はボンディング(導体同士を電線で接続すること)を確保すること。</li> <li>・ 絶縁性素材の用具は極力使用しないこと。(遮光や防風にもビニール等帯電しやすい素材を用いることを避けること。)</li> <li>・ 危険物を取り扱う作業者は静電安全靴の着用等、静電気対策を行うとともに、作業服を着脱した後は必ずアースされている金属等</li> </ul> |

|    |                      |   |
|----|----------------------|---|
|    |                      | <p>に触れ、人体の帯電量を小さくしておくこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業場所にビニールシート等を敷く場合には、導電性の確保に留意すること。</li> <li>・ 給油・移し替え等の場合、その流速を可能な限り小さく抑える（充填の初期最大流速は1 m/s）とともに、高所から危険物を放出してタンク壁面等に危険物が勢いよくぶつかる状況を避け、また充填後しばらく静置すること。</li> <li>・ 第4類第1石油類以外の危険物を貯蔵し、又は、取り扱う場合であっても、可能な限り静電気対策を行うこと。</li> </ul> |
| 7  | 消火設備の設置              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取り扱う危険物に応じた消火設備（消火器等）を用意すること。</li> </ul>   |
| 8  | 取扱い場所の管理             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物を取り扱う場所は明確に区分し、侵入防止、施錠等により関係者以外の立入りを厳に禁ずること。</li> </ul>   |
| 9  | 危険物取扱者の立会い等          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物の取扱いに際しては、可能な限り危険物取扱者免状保有者自身が取扱うか、又は必ず危険物取扱者が立ち会うこと。</li> <li>・ 危険物の貯蔵・取扱いの全体管理業務は危険物取扱いに関する有資格者等、専門知識を有する者が行うこと。</li> </ul>  |
| 10 | 二次災害の発生防止            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 余震発生、避難勧告発令時等の対応についてあらかじめ定めておくこと。</li> </ul>   |
| 11 | 安全対策を講ずる上で必要な資機材等の準備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要となる資機材等について、当該場所以外の場所から調達する場合の、調達先・調達手順等についてあらかじめ定めておくこと。</li> </ul>   |